

後期高齢者医療 制度のしおり

令和 7 年度



この内容は、令和 7 年 4 月 1 日現在におけるものです。
(発行・編集) 高知県後期高齢者医療広域連合



制度のしくみ	1
被保険者	2
資格確認書	2～3
医療費の自己負担割合	4
現役並み所得者(3割負担)と判定された場合	5
自己負担割合の判定の流れ	6～7
限度額適用・標準負担額減額認定	8～9
入院した時の食事代等	10～11
限度額適用認定	11
医療費が高額になったとき	12～13
高額介護合算療養費	14
療養費	15
柔道整復(接骨院・整骨院等)の正しいかかり方	16
はり・きゅう、あんま・マッサージの正しいかかり方	17
葬祭費	18
特定疾病	19
健康診査	20
歯科健康診査	20
ころろがけましょう、受診のマナー	21
医療費通知の送付回数が変わります	21
交通事故などで治療を受けるとき	22
保険料	23～24
こんなときは届出を	25
お問い合わせ先	26

制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象にした医療制度で、75歳の誕生日から加入します。それまで加入していた国民健康保険などの医療保険の資格はなくなり、後期高齢者医療制度の被保険者として、医療機関等で病気やけがなどの治療を受けることになります。

後期高齢者医療は、全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合と市町村が役割を分担しています。

広域連合の役割

- ・ 制度の運営
 - ・ 被保険者の認定
 - ・ 保険料の決定
 - ・ 医療の給付
- など

市町村の役割

- ・ 保険料の徴収や納付の相談
 - ・ 申請や届出の受付
 - ・ 資格確認書や各種の証明書などの引渡し
- など

◆後期高齢者医療制度の医療費の負担割合

医療機関等の窓口での自己負担分を除く医療費は、被保険者のみなさまに納めていただく保険料(約1割)、公費(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)でまかっています。

医療費

自 己
負 担 分

公費（国・都道府県・市町村の負担）
（約5割）

被保険者の
保険料
（約1割）

現役世代からの支援金
（約4割）

被保険者

被保険者となる方

①75歳以上の方【届出は不要です】

75歳の誕生日から被保険者となります。

②65歳以上75歳未満で、申請により一定以上の障害があると認められた方【障害認定】

障害認定日から被保険者となります。

障害認定を受けようとする場合は、お住まいの市町村の担当窓口へ申請してください。

※障害の状態によっては認定の対象とならない場合があります。

◎申請に必要なもの

- ・年金証書や
身体障害者手帳など



※生活保護を受けている方などは被保険者となりません。

障害認定の申請の撤回

障害認定の申請は、撤回することができます。また、撤回した後に、再度、障害認定の申請を行うこともできます。ただし、過去にさかのぼって申請・撤回はできませんのでご注意ください。

資格確認書

資格確認書は、令和8年7月31日までは一人に1枚ずつ交付され、被保険者となった当日から使用できます。資格確認書を受け取ったら、記載内容を確認しましょう。

◆医療機関を受診するとき

医療機関を受診するときは、資格確認書を窓口に提示するか、保険証利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を使ってオンライン資格確認を受けてください。

●オンライン資格確認とは、医療機関等を受診するときにマイナ保険証や資格確認書を窓口に提示し、オンラインでの資格確認に同意することで、健康保険の資格情報（資格の有無、負担割合、負担区分等）を医療機関等がオンライン上で確認できる仕組みです。

◆資格確認書をなくしたときは

資格確認書は大切に保管してください。

紛失したり破損したりしたときは、お住まいの市町村の担当窓口へ届け出て、再交付を受けてください。

なお、再交付に必要なものについては、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

◆貸し借りや書きかえをしないでください

資格確認書の貸し借りをすると、刑法で罰せられることがあります。記載内容を書きかえた資格確認書は無効になります。

◆マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用すれば、過去の医療情報や健診情報を確認できるほか、限度額適用・標準負担額減額認定や限度額適用認定の情報が記載された資格確認書がなくても、高額療養費制度の適用を受けることができます。なお、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するためには、事前の登録が必要です。登録方法等については下記にお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

受付時間 9:30～20:00（土日祝日は17:30まで）

※マイナ保険証をお持ちの場合でも、長期入院該当の届出は必要です。
詳しくは⑨ページをご覧ください。

◆マイナ保険証での受診が困難な方

マイナ保険証をお持ちの方で、第三者の介助を要するなど、マイナ保険証での受診が困難であり、令和8年8月以降も資格確認書が必要な方は、申請いただくことで継続的に資格確認書を交付することができます。